

## 第九章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金

第32条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表四のとおりとする。

第33条 授業料は、年額の2分の1ずつを二期に分けて、その期に示す期日までに納入しなければならない。

第34条 教育充実費及びその他の納付金の金額は別に定めるものとし、授業料納入の際に納入するものとする。

第34条の2 第11条の9に掲げる免許・資格を取得しようとする者は、入学後所定の時期にそれぞれの履修費・実習費等を納入しなければならない。

2 前項の履修費・実習費等の金額は別に定める。

第35条 休学期間中の授業料及びその他の納付金は、徴収しない。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第35条の2 第27条の2第1項の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料及びその他の納付金は徴収しない。ただし、学期の途中で留学し又は留学を終えた者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第36条 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は返戻しない。ただし、本学が指定する期日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として学生が納付した授業料及び諸会費等を返還する。

第37条 在学中において授業料及びその他の納付金の金額が改訂されたときは、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第38条 正当な理由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認めた場合は、教授会の議を経て学長が除籍する。

別表 4 (第 3 2 条関係)

種別	金額	備考
入学検定料	30,000 円	入学願書に添えて納入する。
入学金	250,000 円	入学手続き時に納入する。
授業料	712,000 円	毎年 2 期に分けて納入する。